

公立小・中学校冷房化推進を求める意見書

小・中学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習と生活のための場であり、教育環境の基本のひとつです。

近年の地球温暖化現象やヒートアイランド現象の進展により、都内の夏季における教育環境が大きく変化しています。特に今年の夏は、文部科学省の定める「学校環境衛生の基準」で最も望ましいとされている「夏季では25 から28 」を大幅に上回る教室が続出しました。冷房施設のない教室では、もはや子供たちが学習に集中できる限界を超えていた状況であったといえます。

都内公立学校の冷房化率は区部の96.0%に対し、市町村部においては、22.5%と大きな差が生じています。都内の一般家庭、公共施設、商業施設などほとんどの施設で冷房化がなされている時代にあって、都内の市町村部の子供たちが日中の大半を過ごす小・中学校のほとんどで冷房化されていない実情にあります。

しかしながら、多くの市町村では財政状況が厳しく小・中学校の冷房化を推進したくてもできないというのが現状です。

現在、各教育現場では、学力向上などに向けた様々な取り組みが行われ、夏季休業の短縮や夏季休業期間中の補習の実施など教育活動の充実が図られています。

このような状況の中、各区市町村の財政力の差によって子供たちの教育環境に大きな差異が生じないように、次の措置を講じることを強く要望します。

記

1. 都内全域の小・中学校の冷房化は緊急の課題であるため、都は市町村に対し、公立小・中学校普通教室の冷房化を推進するための財政支援策を直ちに実施すること。
2. 現在の国庫補助制度では多額の設置者負担が生じていることから、市町村にとって実効性のある支援策とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月16日

稲城市議会議長 川 島 やすゆき